

電気料金プラン定義書【マイホームあかり】

実施：２０２６年１１月１日

電気料金プラン定義書【マイホームあかり】（以下「マイホームあかりの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、マイホームあかりの定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

１．実施期日

マイホームあかりの定義書は、２０２６年１１月１日より実施します。

２．定義

電気需給約款に定義される用語は、マイホームあかりの定義書においても同様の意味で使用します。

３．適用条件

マイホームあかりの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「マイホームあかり」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電流が３０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。
- (2) １需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。ただし、１需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) マイホームあかりの定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

４．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

５．契約電流

- (1) 契約電流は、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、１年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

６．適用開始日

- (1) マイホームあかりの適用開始日は、電気需給約款６に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款９(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款２９に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

７．電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表１(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、１円未満の端数を切り捨てたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流３０アンペア	１，１７６．１８円
契約電流４０アンペア	１，５６８．２４円
契約電流５０アンペア	１，９６０．３０円
契約電流６０アンペア	２，３５２．３６円

(2) 割引額

- ① 電気を使用する需要場所において、当社との間で締結しているガス使用契約の種別に応じて１か月の割引額を設定し、差し引きます。その割引種別、適用条件ならびに金額は次のとおりです。

a. ペア割	家庭用ガス暖房プラン、家庭用ガス温水床暖房プランならびに家庭用コージェネレーションシステムプラン以外の当社とのガス使用契約を締結していること	１７３．００円
b. ほっと割	家庭用ガス暖房プランまたは家庭用ガス温水床暖房プランを締結していること	２５４．００円
c. ピカ割	家庭用コージェネレーションシステムプランを締結していること	３０５．００円

- ② 電気需給約款１８の規定により電気料金を日割計算する場合、割引額は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。
①に定める１か月の割引額 × （日割計算対象日数÷３０）
- ③ 原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。
①の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用

を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は０円とします。

- ④ お客さまが、①に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は０円とします。
- ⑤ お客さまがガス使用契約の種別を変更した場合は、変更後のガス使用契約の種別に応じて割引種別を変更し、適用します。変更後の割引種別は、変更後のガス使用契約成立日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間に適用します。
- ⑥ 割引種別の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４(2)および(3)の規定に準じます。

(3) 電力量料金

１か月の電力量料金は、電気需給約款１５に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表１(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が８６，１００円を下回る場合は、別表１(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表１(1)①④の規定によって計算された平均燃料価格が８６，１００円を上回る場合は、別表１(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

電力量区分	最初の４００キロワット時までの１キロワット時につき	３５．４７円
	４００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３７．３７円

８．契約電流または電気料金プランの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から１年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から１年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 契約電流または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４(2)および(3)の規定に準じます。

９．マイホームあかりの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、マイホームあかりの定義書を変更する場合には、電気需給約款４の規定に準じます。
- (2) 当社は、マイホームあかりの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) マイホームあかりの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款４(2)および(3)の規定に準じます。

付 則

１．マイホームあかりの定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、２０２６年１０月３１日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、２０２６年１１月１日以降マイホームあかりの定義書が適用されるお客さまについて２０２６年１１月１日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものとしたします。

２．マイホームあかりの新規申し込みについて

２０２３年９月１日以降は、新規申し込みはできません。

３．マイホームあかり・ライトへのプラン変更について

２０２３年１２月３０日以降は変更できません。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α+B×β+C×γ

- A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格
- α＝0.0048
- β＝0.3827
- γ＝0.6584

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価
＝(86,100円－平均燃料価格)
×(2)の基準単価÷1,000)

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価
＝(平均燃料価格－86,100円)
×(2)の基準単価÷1,000)

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.183円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。